

年末調整記入の仕方

締切 2021/11/14 総務部必着！！！！

・未到着分・追加・修正申請は当社では年末調整できません。確定申告をお願いします。

・Wワークの人は提出不要！確定申告を行って下さい

- ・申告内容がなくても3枚とも提出すること！
- ・住宅ローン控除を受ける人は住宅借入金等特別控除申告書と残高証明書と一緒に提出してください。
- ・他社の令和3年度の源泉徴収票があれば一緒に提出してください。
(アークランドグループ内での転籍者はこちらで合算致します)

*注意！！

三枚とも ■ は必ず記入すること！！

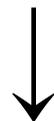
今年度からは捺印は必要ありません

不明点があれば総務部へ問合せ下さい

03-5217-1531

(平日8:30~17:30)

書き方は下を見てください



令和3年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書



所轄税務署長等	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名	あなたの生年月日	年 月 日	従たる給与についての扶養控除等申告書の提出 (提出している場合には、○印を付けてください。)
税務署長	給与の支払者の法人(個人)番号	あなたの個人番号	紐帯主の氏名		
市区町村長	給与の支払者の所在地(住所)	あなたの住所又は居所 (郵便番号 - 住民票のある住所を記入して下さい)	配偶者の有無	有・無	

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	(フリガナ) 氏名	個人番号		住所又は居所	異動月日及び事由 (令和3年中に異動があった場合に記載してください(以下同))																			
		あなたとの続柄	生年月日																					
A 源泉控除対象配偶者(注1)	配偶者の年収が150万円以下の人のみ記入																							
B 控除対象扶養親族(16歳以上)(平18.1.1以後生)	1			円																				
	2			円																				
	3			円																				
	4			円																				
C 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生	<input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 寡婦 <input type="checkbox"/> ひとり親 <input type="checkbox"/> 勤労学生	<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>該当者</th> <th>本人</th> <th>同一生計配偶者(注2)</th> <th>扶養親族</th> </tr> <tr> <td>一般の障害者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>特別障害者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>同居特別障害者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>人</td> </tr> </table>	区分	該当者	本人	同一生計配偶者(注2)	扶養親族	一般の障害者				人	特別障害者				人	同居特別障害者				人	障害者又は勤労学生に該当する場合は、裏面の「2 記載」についてのご注意(※)をお読みください。 (注)1 源泉控除対象配偶者とは、所得者(令和3年中の所得の見積額が90万円以下の人)に限り、同一生計配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者)と、令和3年中の所得の見積額が95万円以下の人をいいます。 (注)2 特別障害者とは、障害者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者(※)と、令和3年中の所得の見積額が95万円以下の人をいいます。	異動月日及び事由
区分	該当者	本人	同一生計配偶者(注2)	扶養親族																				
一般の障害者				人																				
特別障害者				人																				
同居特別障害者				人																				
D 他の所得者が控除を受ける扶養親族等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	控除を受ける他の所得者 名	あなたとの続柄	住所又は居所	異動月日及び事由																	

2021年年収見込額
を記入して下さい
こちらで所得額計算します

2020年度より
特別の寡婦・寡夫は
名称が変わりひとり親になりました

この申告書は、あなたの給与について扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。
 この申告書は、源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。
 この申告書は、2か所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうちの1か所にしか提出することができません。
 この申告書の記載に当たっては、裏面の「1 申告」についてのご注意等をお読みください。

○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を經由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。)

区分	(フリガナ) 氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象外 国外扶養親族	令和3年中の 所得の見積額	異動月日及び事由
	2						円	
	3						円	

給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

基・配・所

所轄税務署長	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ)	
	給与の支払者の法人番号	あなたの氏名	印
税務署長	給与の支払者の所在地(住所)	あなたの住所又は居所	

～記載に当たってのご注意～

- ① 「基礎控除申告書」と「配偶者控除等申告書」については、次の場合に応じて記載してください。
 - あなたの本年中の合計所得金額の見積額が1,000万円以下で、かつ、配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が133万円以下である場合は、「基礎控除申告書」、「配偶者控除等申告書」の欄に記載してください。
 - 上記1以外で、かつ、あなたの本年中の合計所得金額の見積額が2,500万円以下である場合は、「基礎控除申告書」のみ記載してください(「配偶者控除等申告書」を記載する必要はありません)。
- ② 「所得金額調整控除申告書」については、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合に記載してください。なお、あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下である場合は「所得金額調整控除申告書」の「要件」欄の各項目のいずれにも該当しない場合には、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得		■(裏面「B」に記載)
(2) 給与所得以外の所得の合計額		■(裏面「C」に記載)
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		■

○ 控除額の計算

判定	<input type="checkbox"/> 900万円以下 (A)	48万円	区分Ⅰ
	<input type="checkbox"/> 900万円超 950万円以下 (B)		
定	<input type="checkbox"/> 950万円超 1,000万円以下 (C)	32万円	基礎控除の額
	<input type="checkbox"/> 1,000万円超 2,400万円以下		
	<input type="checkbox"/> 2,400万円超 2,450万円以下		
	<input type="checkbox"/> 2,450万円超 2,500万円以下	16万円	

※ 左の「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

- 「控除額の計算」の表の「区分Ⅰ」欄については、「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄を参照してください。
- 「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄が(A)～(C)に該当しない場合や「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅱ」欄が①～④に該当しない場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

(フリガナ) 配偶者の氏名	配偶者の生年月日
	年 月 日
あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所	非同居者である配偶者
	生計を一にする事実

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得		■(裏面「B」に記載)
(2) 給与所得以外の所得の合計額		■(裏面「C」に記載)
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額		■

判定	<input type="checkbox"/> 48万円以下かつ年齢70歳以上(昭26.1.1以前生)《老人控除対象配偶者に該当》 (①)	配偶者控除	
	<input type="checkbox"/> 48万円以下かつ年齢70歳未満 (②)		
	<input type="checkbox"/> 48万円超95万円以下 (③)		配偶者特別控除
	<input type="checkbox"/> 95万円超133万円以下 (④)		

この欄は配偶者の年収が0円～201万6千円の人のみ記入
緑色の箇所のみ記入して下さい。

区分Ⅰ	A	B	C	配偶者特別控除								
	48万円超38万円以下	38万円超26万円以下	26万円超24万円以下	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円	
	32万円	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円		
	16万円	13万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円	

※ 左の「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆

- 年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックを付け、その項目に応じて「扶養親族等」欄及び「★特別障害者」欄にその該当する者について記載してください。なお、「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックを付け記載をすることで差し支えありません。
- 年末調整における所得金額調整控除の額については給与の支払者が計算しますので、この申告書に所得金額調整控除の額を記載する欄はありません。

要件	<input type="checkbox"/> あなた自身が特別障害者 (右の★欄のみを記載)	(フリガナ) 同一生計配偶者又は扶養親族等	の生年月日	★特別障害者に該当する事実 (裏面「3～24」を参照)
	<input type="checkbox"/> 同一生計配偶者(※)が特別障害者 (右の☆欄及び★欄を記載)		年 月 日	
	<input type="checkbox"/> 扶養親族が特別障害者 (右の☆欄及び★欄を記載)		あなたと左記の者の住所又は居所が異なる場合の左記の者の住所又は居所	
	<input type="checkbox"/> 扶養親族が年齢23歳未満(平10.1.2以後生) (右の☆欄のみを記載)		左記の者の左記の者の合計所得金額(見込額)	

(注) 「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、本年中の合計所得金額の見積額が48万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円以下)の人をいいます。

○ この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

